国の計画と府の取組み状況について

資料7

※計画上、明確に国を主体として取り組むこととされているものは、この表に掲載していない。

令和２年１月30日

国（計画）			府（取組み）
（1）	鑑賞の機会の拡大		
①	利用しやすい環境整備の推進	障害者が文化芸術を鑑賞する際の情報保障（日本語字幕，手話通訳，音声ガイド，ヒアリンググループ等の整備）や多様な障害特性に応じたサービスの提供，施設の利用環境の整備等，利用しやすい環境の向上を図る取組を推進する。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
②	文化発信・交流の拠点としての文化施設の活動・内容の充実	文化発信・交流の拠点として，美術館や博物館，劇場，音楽堂等の活動・内容の充実を図る際，障害者による文化芸術活動への支援を推進することにより，文化施設が社会包摂の拠点としても機能するよう取組を進めることが重要である。例えば施設の催しの内容を市民に興味深く，かつ障害の特性に配慮した情報保障や環境整備などの対応を含めた情報を提供することで，多様な事業が展開されるような手法の開発を推進する。加えて，文化施設内や文化施設を利用するための最寄りの公共交通機関等の対応状況等の情報発信も推進していく。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
③	文化施設の大規模改修に関する障害者への配慮	地域の美術館，博物館，劇場，音楽堂等の機能向上等に向けた施設整備を促進するため，施設の大規模改修を行う際には，障害者の意見を十分踏まえた対応を行うよう留意する。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
⑧	義務教育における取組	障害者の鑑賞機会を確保するため，国及び地方公共団体は，地方公共団体における自主事業等も含め，全国の小中学校及び特別支援学校等の子供たちに対する優れた文化芸術の鑑賞・体験機会を充実させる。	カレッジ（発表）や企画展のほか、共に生きる障がい者展等の鑑賞・体験を実施。
⑨	あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の創出 ※⑵⑥にも再掲	障害者が主体的に参加し，学ぶことができる体験型プログラム等のさまざまな取組や地域の学校，非営利団体，福祉施設等の関係機関等と連携したアウトリーチ活動などそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動等を通じて，あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術活動に触れることができるようにする。	カレッジ 稲スポーツセンター等
⑫	文化財での対応	障害者が広く文化財に親しむことができるよう，障害特性に配慮した情報保障や環境等を整備し，文化財の内容や状況に応じた対応を進めていく。	まずは国において、ガイドラインの提示や財政上の措置を講じることが必要。

		国（計画）	府（取組み）
（2）	**創造の機会の拡大**		
①	創造活動及び発表機会の拡大に向けた支援の充実 ※⑶①にも再掲	芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた活動や，独創性に富んだ新たな創造活動など，国内で実施する芸術創造活動の支援に当たっては障害者の活動への配慮を行う。美術，音楽，舞踊，演劇等の各分野の将来を担う芸術家等に対する国内外での研修や活動成果を発表する機会の充実を図るに当たっては，障害特性や活動内容に応じて支援を行うことが可能な者やコーディネーターを確保することなどにより，活動の障壁となるものを取り除くための配慮を行い，障害者の創造活動及び発表機会の拡大に向け支援を行う。	カレッジ コンテスト 企画展 稲スポーツセンター等
③	障害者による文化芸術活動についての調査の実施 ※⑷③にも再掲	障害者の文化芸術活動において，これまで作品として認識されづらかったもの，既存の形式や枠組みにとらわれないもの，創造過程そのものに魅力があるものなど，新しい価値の創出につながる取組事例を調査し，それらの評価方法，また社会的価値等の波及効果などについての研究を大学等と連携し，新たに行う。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
④	特別支援学校等においての取組	特別支援学校学習指導要領等を踏まえ，特別支援学校等において芸術に関する教育の充実を図っていく。	明らかに国の役割であり、項目ごと削除する。
⑤	余裕教室、廃校教室、社会教育施設等の活用 ※⑶⑦にも再掲	学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設が，様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ，障害者が創造活動を行う際にその活動拠点として，また，文化芸術作品等の保存場所としての利用を引き続き促進する。併せて，各地域の美術館，博物館，劇場，音楽堂等の文化施設や公民館等の社会教育施設について，障害者が創造活動を行う際にも，円滑に利用しやすい運営を促進する。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
⑧	環境整備の促進	地域における相談支援，ネットワーク形成，人材育成等に取り組むことにより，より多くの障害者が，個性と能力を発揮することができる創造活動の環境整備の促進を図る。	全般
（3）	**作品等の発表の機会の確保**		
⑤	全国高等学校総合文化祭における発表の場の提供 ※⑺⑥にも再掲	全国の高校生が文化芸術活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供する等により，発表の機会を創出し，併せて情報保障等の整備を行うことによって障害を持つ生徒が参加でき，全ての高校生が共生社会への認識を深める機会とする。	明らかに国の役割であり、項目ごと削除する。
⑧	発表機会の環境整備の促進	地域における障害者の文化芸術作品等の発表に際して，相談支援や連携・協力のできるネットワーク形成等を行い，より多くの障害者が適切，安全，円滑に発表の機会を享受できるよう環境整備の促進を図る。	全般
（4）	**芸術上価値が高い作品等の評価等**		
②	海外への発信	国内外の専門家の育成・交流促進を通じた理解増進に加え，世界的な美術展やアートフェア（見本市）等の機会を通じて，世界において評価を高めていく取組を進める。障害者が生み出す文化芸術活動の中には，既に海外に発信しているものや販売につながるなど，一定の評価を得ているものもあるが，今後は実演芸術等を含め，更に海外への発信や共同した取組を進めていく。	府において先導的に取り組んでいるが、国における制度的な支援および十分な財政上の措置が講じられることが必要。
⑤	保存等の取組	美術，実演芸術等の作品のアーカイブは，新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものである。障害者の作品についても，将来にわたって保存・継承を図ることが重要であることを踏まえ，収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を情報保障等に配慮して促進するとともに，文化施設等の関係機関と連携しつつ分野横断的整備を検討する。また，作品を単純にアーカイブとして保存するだけではなく，人材育成，情報の共有化，教育・研究分野など，幅広い分野での応用・活用に向けた取組を目指し，障害者の作品等についても更なる取組の推進を図っていく。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。

		国（計画）	府（取組み）
（5）	**権利保護の推進**		
①	知識の普及と意識の向上	著作権に関する対象者別セミナーの開催，文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など，様々な方法を通じて，福祉施設や周囲で支援に携わる者に対し，作者の権利行使や権利保護のために必要な知識に加え，手続き等に関する知識の普及と意識の向上を図る。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
②	学校教育における取組	学校等の教育において活用できる著作権教育用の教材の開発・普及等に取り組む際には，特別支援学校等での活用等においても十分に配慮を行う。	明らかに国の役割であり、項目ごと削除する。
（6）	**芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援**		
①	地域における支援体制の促進	国は，地方公共団体等と連携し，障害者の文化芸術作品等の販売や二次利用，商品化等に関する相談支援や人材育成，連携・協力のできるネットワーク形成等を行い，より多くの障害者が適切，安全，円滑に作品の販売や舞台作品等への出演が行われるよう，地域における支援体制の促進を図る。	府において先導的に取り組んでいるが、国における制度的な支援および十分な財政上の措置が講じられることが必要。
②	企業等における環境整備や販路開拓の促進	企業等における障害者による文化芸術活動を推進していくための環境整備や，販路開拓の手法に関する成功事例の収集等を通じて，新たなモデルの構築のための検討を行い，その促進を図る。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
③	企業等との新たな連携強化	障害者による文化芸術活動について，市場（マーケット）の育成，他分野への活用を促すことにより，新たな価値を創出し，その新たな価値が文化に再投資され，持続的な発展につながる好循環を構築することを目指す。また，企業等との新たな連携を構築していくため，そのあり方についても検討する。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
（7）	**文化芸術活動を通じた交流の促進**		
①	関連分野との有機的な連携	日本全国で開催される芸術祭や地域の行事を核とした文化芸術事業が充実・発展するよう，地方公共団体が民間企業とも提携しつつ，観光，まちづくり，食文化，国際交流，福祉，教育，産業その他の関連分野と有機的な連携を図ることが重要であり，障害者の文化芸術関係の事業においても，関連分野との有機的な連携のための更なる取組の推進を図っていく。	カレッジ（障文祭サテライト）
④	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進	障害のある子供と障害のない子供の交流及び交流学習は，障害のある子供にとっても，障害のない子供にとっても，経験を深め，社会性を養い，豊かな人間性を育むとともに，お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど，大きな意義を有する。このため，学校において，障害のある子供と障害のない子供の文化芸術活動等による交流及び共同学習を推進し，障害者理解の一層の促進を図る。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
⑤	文化芸術による子供の育成	特別支援学校において文化芸術団体による実演芸術の公演や，芸術家の派遣により，特別支援学校の子供たちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。また，全国の小中学校等の子供たちに，障害のある芸術家等を派遣し，交流する機会を併せて提供する。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。

		国（計画）	府（取組み）
（8）	**相談体制の整備等**		
①	地域における相談体制の整備	国は，地方公共団体等と連携し，全国各地において，障害者による文化芸術活動の支援方法，創造環境の整備，権利の保護，鑑賞支援，作品の販売・公演，記録・保存，地域・国際交流等に関する相談を受け付け，関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス等を行う支援の体制を整備する。	府において先導的に取り組んでいるが、国における制度的な支援および十分な財政上の措置が講じられることが必要。
②	文化芸術活動に関する相談体制の整備 ※⑽③にも再掲	障害者による文化芸術活動の分野等に応じた相談体制の在り方を検討するため，情報の収集・提供方法などについて，調査研究を行う。その後，研究を踏まえ試行的な取組を行う。	府において先導的に取り組んでいるが、国における制度的な支援および十分な財政上の措置が講じられることが必要。
③	障害者による文化芸術活動に配慮できる人材の養成・確保	地域の文化拠点であり，文化芸術の継承，創造，発信する場である美術館，博物館，劇場，音楽堂等において，専門的な研修等を通じて，障害者による文化芸術活動にも対応できる人材の養成・確保に向けた支援を行う。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
（9）	**人材の育成等**		
①	文化施設等に求められる人材とその研修の充実	近年においては，美術館，博物館，劇場，音楽堂等の文化施設が社会包摂や地域創生の礎となることが求められており，専門性の向上に加え，教育活動等の更なる充実も必要である。質の高い活動を支える人材を確保するために，職員向けの研修を充実させていく中で，障害者による文化芸術活動についても専門的な対応ができる人材を育成する。併せて，地方公共団体においても同様の取組が推進されるよう促していく。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
②	芸術活動の指導や支援を行うことができる人材の育成	新進芸術家や演出家，舞台技術者，アートマネジメント人材などの芸術活動を支える人材，芸術活動の指導を行う人材を育成していく中において，障害者の文化芸術を理解し，その活動に対する指導や支援を行うための人材の育成を図る。併せて，全国の芸術系大学のネットワーク等を活用し，基本計画の周知等を図っていく。	府において先導的に取り組んでいるが、国における制度的な支援および十分な財政上の措置が講じられることが必要。芸術系大学における取組については、国における対応が必要。
③	海外と日本の人的ネットワーク構築と人材育成	海外における舞台公演，美術展などを通じた障害者の作品の海外発信や文化芸術活動を通じた海外との交流等を継続することを通じて，障害者による文化芸術活動に関する海外と日本の人的ネットワーク構築と人材の育成につなげる。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
⑤	教育機関等との連携による人材育成や研究	障害者による文化芸術活動のアートマネジメント等に関する専門的人材を養成するための先導的な取組を推進するため，地域の劇場，音楽堂等が行う事業や，芸術系大学等の有する教員や教育研究機能などを活用していく。また，大学等の教育機関や文化施設等における障害者による文化芸術活動に係る教育及び研究の充実を図る。	まずは国において、ガイドラインの提示や十分な財政上の措置を講じることが必要。
（10）			
（11）	**関係者の連携協力**		
①	意見交換の場の設定	国及び地方公共団体の関係機関，障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体，大学その他の教育研究機関，事業者，文化芸術活動を行う障害者本人等が，各地域の障害者による文化芸術を取り巻く状況や活動の実態，文化芸術振興のための課題等について，情報や意見の交換を行うことができるよう，積極的に意見交換の場を設けていく。	府において先導的に取り組んでいるが、国における制度的な支援および十分な財政上の措置が講じられることが必要。
④	学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究	学校卒業後の障害者について，学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける文化芸術活動を含む様々な学びについて，効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関するモデル開発を行い，全国の関係者に普及する。	府において先導的に取り組んでいるが、国における制度的な支援および十分な財政上の措置が講じられることが必要。